

<資料 2 >

令和 8 年度県・市町村による D X 推進事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和 8 年度県・市町村による D X 推進事業業務委託

2 目的

人口減少や少子高齢化が進む中、市町村における質の高い行政運営に不可欠な D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向け、外部のデジタル人材の活用により市町村の課題解決を支援する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

4 委託料

3 6 , 6 4 0 , 0 0 0 円以内とする。（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 委託事業の内容

受託者は、県が選定する市町村（以下「支援対象団体」という。）の D X 推進に関する課題を踏まえ、適切な人材により、下記の業務を実施する。

（1）業務内容（※①～③の詳細については別紙「支援内容詳細」を参照）

① C I O 補佐官派遣による支援

受託者は、総務省が定める「自治体 D X アクセラレータ」と同等の能力を有するデジタル人材を確保の上、当該人材を支援対象団体に派遣する。

（支援対象団体数 6 団体）

② プロジェクト伴走支援

受託者は、市町村における D X 推進に必要な知見や経験を有するデジタル人材を確保の上、当該人材を支援対象団体に派遣する。

（支援対象団体数 6 団体）

③ スポット相談による支援

受託者は、市町村における D X 推進に必要な知見や経験を有するデジタル人材を確保の上、当該人材を支援対象団体に派遣する。

（支援対象団体数 9 団体 6 2 回）

④ アドバイザリーボードの運営

受託者は、県庁における広域 D X 推進に関する相談に対して、適切な人材を確保の上、相談に応じる。

（1 5 回）

(2) 留意事項

- 受託者は支援開始前に、支援対象団体と支援計画策定にかかる打ち合わせを行い、支援事項及び支援頻度を明確化の上、支援計画の案を策定し、県及び支援対象団体の了解を得ること。
- 受託者は支援対象団体の課題に応じた人材により支援を行うこと。
- 各区分における支援頻度の目安は次のとおり。ただし、課題内容や支援対象団体の状況に応じて適切な支援時間・頻度・形式（対面又はWeb会議）に調整するものとする。
 - 「CIO補佐官派遣による支援」 月2～3回（1団体あたり）
 - 「プロジェクト伴走支援」 年6回（1団体あたり）
 - 「スポット相談による支援」 1時間（1回あたり）
- 支援はオンライン・対面の両形式で行うこととし、それぞれの回数とそのタイミングは受託者が支援対象団体と調整すること。
- 受託者は次の区分で支援報告書を県に提出すること。
 - 「CIO補佐官派遣による支援」 月1回
 - 「プロジェクト伴走支援」 支援の都度報告
 - 「スポット相談による支援」 支援の都度報告
- 支援活動には、支援対象団体が本事業による支援の終了後に引き続き自ら支援課題の解決を進めていくことができるよう、それに必要な工程を設定することも含めること。（知識、技能等の提供も含めること。）
- 支援にあたっては、必要に応じて県職員が同行するものとする。
- 支援対象団体には、支援の受け入れにあたって団体側で準備が必要な事項を次のとおり依頼しているものであること。
 - 研修等を行う場合は、内容設定、参加者調整、会場確保、設営等
 - 庁内への説明役・アテンド役・調整役となる担当職員の確保

6 体制・役割

(1) 委託者、受託者、支援対象団体の役割

委託者（県）	支援対象団体の選定、支援計画の決定、事業全体の進行管理、本支援を通じて得られた知見の市町村との共有
受託者（支援実施者）	支援計画案の作成、支援人材の確保・派遣、支援の実施、市町村との情報共有に使用する資料作成
支援対象団体（市町村）	支援対象課題の明確化、受託者への協力

(2) 業務責任者の設置とその役割

- 受託者は本業務を管理し委託者との連絡に当たる業務責任者を1名配置すること。
- 受託者は連絡窓口・業務責任者を明示した体制表を提出すること。

- 業務責任者は業務の進捗状況等について、県との打ち合わせを毎月行うこと。この打ち合わせは原則としてWeb会議で実施するが、四半期に1回、県庁において対面で行うものとする。

7 成果物（業務実績報告書）

本業務の業務実績報告書（紙媒体1部と電子媒体（CD-R等））を令和9年3月16日までに県に納品すること。

8 スケジュール（案）

令和8年5月	支援対象団体と支援計画に係る打ち合わせ 支援計画の決定
令和8年5月～令和9年3月	支援対象団体の支援
令和8年9月	支援状況の中間報告
令和9年3月	報告書納品（支援実績の報告）

9 秘密の保持

本業務の実施に際して知り得た情報については、目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りでない。

10 再委託

受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。

11 その他

- 受託者に業務を継続させることが困難と県が判断した場合は、協議の上、契約を解除することがある。
- 報告書をはじめとする成果物の著作権は、県に帰属するものとする。
- 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。